

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	末続地区	いわき市

図面記号		B-1							
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	いわき市長 渡辺 敬夫	印	いわき市平字梅本21					
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙のとおり								
	計 6,598㎡ (田6,546㎡ 畑52㎡)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の流出等の災害を防止するための措置 →敷地は十分転圧する。また、敷地法面工を施し土砂の流出を防止する。 農業用排水施設に有する機能に支障を及ぼさないための措置 →生活排水は、合併浄化槽による浄化後既設排水路を経由し、塩民川へ放流する計画である。また、雨水排水についても、浄化後既設排水路を経由し、塩民川へ放流する計画であることから用排水施設の機能に支障を及ぼさない。 周辺農地にかかる営農条件に支障を及ぼさないための措置 →住宅団地造成により、農地への出入りができなくなる場合は、取付道路を設置し、支障を及ぼさないようにする。また、周辺にある農地の日照に影響を及ぼさないよう団地の整備を図る。 工事中の用排水の確保について →既存水路との接続部に集水枡を設置する際は、水路の切回しやポンプ排水を行うなど用排水に支障を及ぼさないようにする。 								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市計画法
いわき市久之浜町末続字宮田	30番1	田	田	575	無	無	農用地区域外	区域外
いわき市久之浜町末続字宮田	31番	田	田	1336	無	無	農用地区域外	区域外
いわき市久之浜町末続字宮田	32番	田	田	1586	無	無	農用地区域外	区域外
いわき市久之浜町末続字宮田	35番1	田	田	1251	無	無	農用地区域外	区域外
いわき市久之浜町末続字宮田	33番の一部	田	田	1,886の内1,798 (分筆予定)	無	無	農用地区域外	区域外
いわき市久之浜町末続字宮田	36番	畑	畑	52	無	無	農用地区域外	区域外
6筆	6,598m ²	(田		6546	m ²	畑	52 m ²)	